

## 国民健康保険法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 改正の趣旨

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置を講ずること。

### 第二 国民健康保険法の一部改正（平成二十四年四月施行関係）

#### 一 国庫負担及び都道府県負担に関する事項

市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国庫負担の割合を引き下げるとすること。（

国民健康保険法第七十条及び第七十二条の二関係）

#### 二 国民健康保険の財政基盤強化策に関する事項

##### 1 保険者を支援するための制度に関する事項

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成二十六年まで継続するものとする。 （国民健康保険法附則第二十四条関係）

## 2 医療に係る交付金事業に関する事項

医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、平成二十六年度まで継続するものとする。こと。（国民健康保険法附則第二十六条関係）

## 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 国民健康保険法の一部改正（平成二十七年四月施行関係）

### 一 国民健康保険の財政基盤強化策に関する事項

#### 1 保険者を支援するための制度に関する事項

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成二十七年度から恒久化するものとする。こと。（国民健康保険法第七十二条の四関係）

#### 2 医療に係る交付金事業に関する事項

医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、平成二十七年度から恒久化するとともに、これと合わせ、財政運営の都道府県単位化を推進するために事業対象を全ての医療費に拡大するものとする。こと。（国民健康保険法第八十一条の二関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第四 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。ただし、第三については、平成二十七年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

##### 二 経過措置

1 国民健康保険制度における国庫負担に関する事項及び都道府県負担に関する事項について、所要の経過措置を設けること。 (附則第二条から第四条まで及び附則第八条関係)

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第九条関係)

##### 三 関係法律の整備

地方財政法及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律について、所要の規定の整備を行うこと。 (附則第五条から第七条まで関係)